

地域計画

策定年月日	令和6年10月8日
更新年月日	令和8年5月11日 (第1回)
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	大津市 (25201)
地域名 (地域内農業集落名)	南庄 (南庄)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	68.83 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	68.83 ha
② 田の面積	68.83 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.00 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.00 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.90 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	22.90 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.00 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の主力は、南庄集落営農センターであり、令和5年には、水稻約11haを作付けした。 ・センターとして農作業の全面受託を受けている農用地は89筆19haとなり、基盤整備済み農地329筆68haの28%(面積比)となっている。 ・また、個人耕作者も現状では重要な戦力であり、センターと連携して農地の保全を図っている。 ・今後も後継者がいない農用地については、センターが引き受ける予定であるが、センターでも作業員の確保が喫緊の課題となっている。南庄地区は、基盤整備に伴い農用地の法面が膨大となり、その草刈りが大きな負担になっている。このため、集落構成員全体で農用地を管理する「集落一農場」的な考え方でセンターを運営していく必要がある。 ・センターが全面受託する農用地は25団地[字]89筆19haに及ぶが、飛び地もあり、極力、連担化・集約化に努め、農作業の効率化を図っていく必要がある。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・稲麦大豆を主要作物として、ブロックローテーションを基本に効率的で生産性の高い農業を進める。 ・センターが中心的な担い手となり、農用地の集約化と組織の法人化を進めながら、地区内外から若者や定年退職者の新規就農や農作業への参画を受け入れ、持続可能な営農組織を目指す。 ・センターの収益力を高めるために、米の直接販売を強化する。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地所有者とよく相談しながら、センターへの農用地の集約化を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	27.6	%	将来の目標とする集積率
			31.8 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・センターが全面受託する農用地は25団地[字]89筆19ha。(令和5年時点)			
・1団地[字]内での受託農地の連担化・集約化に努める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・農地所有者との話し合い。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・センターの法人化と合わせ、機構を通じた権利設定を検討する。
(3)基盤整備事業への取組
・老朽化しつつある用排水路の修理、暗渠・明渠排水の整備。 ・農道の補修。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・地区内外からの新規就農者の受け入れを進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・ドローンによる農薬散布。 ・大型汎用コンバインによる麦大豆の刈り取り作業。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域総ぐるみによる鳥獣害防止柵の点検・補修。獣捕獲檻の設置・管理。
- ③GPS機能付きトラクタや田植機の導入による農作業の省力化・効率化。
- ⑧米の保冷库の導入による直接販売の拡大と収益の確保。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和14年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
集	南庄集落営農センター	稲 麦 大豆	19.00 ha	0 ha	稲 麦 大豆	21.68 ha	0 ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	1経営体		19 ha	0 ha		21.68 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	JALレーク滋賀	防除作業	稲 麦 大豆

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。